

報酬助成対象者を拡充しました



東海村では、成年後見人等に対する報酬を負担することが困難な方（判断能力が十分でない65歳以上の高齢者、知的障がい者及び精神障がい者）に対し、報酬の助成を行っており、これまで報酬助成の対象を東海村長が後見等開始を家庭裁判所に申立てを行った事案に限定していました。

成年後見制度の利用促進のため、対象要件を拡充し、村長申立て以外（親族等）の事案についても対象としました。成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人）に対する報酬を負担することが困難な低所得の方で、以下の要件に該当する場合は、村が報酬を助成します。

1 助成対象者

報酬を負担することが困難で、継続的な利用が難しい方に対し助成を行います。

成年被後見人等が以下の要件をすべて満たす場合、該当になります。

- (1) 東海村の住民基本台帳に登録のある方（施設入所等で他市町村が保険者等になっている方を除く）又は施設入所等で村外に転出し、東海村が保険者等になっている方
- (2) 次の①から③のいずれかに該当する方
 - ① 生活保護を受給している方
 - ② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方
 - ③ 村民税非課税の方

※次の場合は対象なりません。

- ・成年後見人等が親族である場合（配偶者を含む）
- ・他市町村で報酬の助成を受けている場合
- ・任意後見制度を利用している場合
- ・税法上の扶養義務者による扶養を受けている場合

(3) 以下の資産要件を満たしている方

①報酬付与申立て時点の現金、預貯金、有価証券等及び現金化できる資産（居住の用に供する家屋その他日常生活を営む上で必要な資産を除く。）－30万円<家庭裁判所が決定した要綱に定める助成対象期間の報酬額（※助成対象期間は12ヶ月以内）

（例）12ヶ月間の報酬額が24万円だった場合

- $559,200\text{円} - 300,000\text{円} = 259,200\text{円} > 24\text{万円}$ ←助成対象外×
- $400,200\text{円} - 300,000\text{円} = 100,200\text{円} < 24\text{万円}$ ←助成対象○

2 対象費用と助成額

(1) 助成対象費用

家庭裁判所による報酬付与の審判において決定した額。

※対象となる報酬は、令和3年4月1日以降の成年後見人等の業務に対する報酬。

(2) 助成金額

①報酬付与申立て時点の現金、預貯金、有価証券等及び現金化できる資産（居住の用に供する家屋その他日常生活を営む上で必要な資産を除く。）－30万円＝A

②家庭裁判所が決定した要綱に定める助成対象期間の報酬額（※助成対象期は12か月以内）－A＝B【助成金額】（1,000円未満切捨て）

（例）12ヶ月間の報酬額が24万円だった場合

① 400,200円－300,000円＝100,200円（A）

② 240,000円－100,200円（A）＝139,800円→139,000円【助成金額】

【助成金額】の上限額

後見人等	上限額
成年後見人、保佐人、補助人	月額20,000円
成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人	月額10,000円

※助成対象期間は12か月以内。

3 申請者、申請期限

(1) 申請者：成年後見人等又は成年後見監督人等。

※複数人の成年後見人等が選任されている場合、成年被後見人等1人につき1回に限る。

(2) 申請期限：報酬付与により報酬額が決定された日から2か月以内。

※原則、当該年度内において1回に限る。

【問い合わせ】

総合相談支援課（東海村総合福祉センター「絆」内） 029-287-2525

※家庭裁判所に報酬付与の申立てを行う前にご相談ください。